

【総務部】

- 1 政府は2019年10月、消費税を10%に引き上げようとしています。景気悪化をもたらし国民の暮らしが破壊されてしまいます。最悪の不公平税制である消費税増税は直ちに中止し、当面5%に戻すよう国に要求すること。

(回答)

消費税率の引上げは、持続可能な社会保障制度の確立とそのための安定財源の確保、財政の健全化へ踏み出す第一歩として位置づけられており、避けて通れないものと認識している。

県としては、国の動向を注視しながらも、県民生活や地域経済に支障を来さないよう、今後とも努めていきたい。

- 2 県の財政調整基金を災害復旧や福祉拡充、中小企業対策に積極的に使うこと。

(回答)

本県が、子育て満足度・健康寿命・障がい者雇用率日本一の実現や、中小企業・小規模事業者の振興といった「安心・活力・発展プラン2015」に掲げる施策を着実に進めるとともに、災害など不測の事態に的確に対応していくためには、安定した行財政基盤の構築が不可欠である。このため、標準財政規模の10%を目標に、財政調整用基金残高の確保に努めているところ。

九州北部豪雨や台風第18号災害において、小規模な商工業者の復旧経費支援など、復旧・復興対策予算を機動的に編成できたのも、基金が確保できていたからである。

引き続き、行財政改革アクションプランに基づく行革の取組を徹底し、行財政基盤の強化を図り、「安心・活力・発展」の大分県づくりを積極的に進めてまいりたい。

- 3 低所得者の生活実態を無視した、住民税・固定資産税などの強引な取り立てはやめること。また、住民税などの減免・徴収猶予等申請によってできることを周知徹底させ、利用拡大を図ること。また、個人経営者や中小企業の住民税等の滞納や延滞金については、事情をよく聞き、減免規定を適用するなど、負担軽減を図ること。

(回答)

県税の滞納整理に当たっては、納期内に納付された方との公平を保つため、早期納税を促すとともに、資力がありながら納付しない場合には差押えなど厳正な処分を行っている。

一方で、滞納処分をすることによって事業の継続や生活の維持を困難にする場合等については、地方税法の定めるところにより、納税の猶予や滞納処分の

執行停止などの納税緩和措置を行い、納税者の事業や生活の状況等により延滞金を納付できない場合については、延滞金の減免を行うなど、納税者の実情に応じて対応している。

また、納税の猶予のチラシを作成し、納税相談等の際に納税者に説明することとし、県庁ホームページにも納税の猶予の要件や必要書類等を掲載し、周知を図っている。

市町村においても、納税者の生活状況を把握のうえ、必要に応じて税の減免や納税の猶予制度を適用するなど、生活実態に応じた対応を行っている。

- 4 行財政改革のもと、県職員の削減が続けられており、一人一人の職員にとって労働強化となり、県民サービスの低下につながってしまう。そのため職員を増員すること。また職員については、非正規ではなく正規職員を雇用すること。

(回答)

本県を取り巻く厳しい財政事情を受け、大分県行財政改革プラン等により職員定数の削減に取り組む一方で、組織・機構や業務執行体制の見直し等も行い、複雑・多様化する行政ニーズに対応しながら、業務量に見合った適正な人員配置に配慮してきた。

平成24年度以降は計画的な定数削減は行っていないが、「安心・活力・発展プラン2015」に基づく「大分県版地方創生」の実現を目指した政策展開等、新たな行政需要にも対応できるよう、選択と集中による適正な人事配置に努めていきたい。

- 5 「マイナンバー法」が施行されているが、これは全国民に番号を付与し、個人情報を一元的に把握することができ、社会保障の締め付けと税・保険料の徴収強化に使う危険性があります。また情報漏えいなど大変なリスクがあり中止するよう国に求めること。また県として、そのための事業を行わないこと。

(回答)

マイナンバー制度は、行政の効率化を図るとともに、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現するための重要な社会基盤である。

本年7月から行政機関相互で必要な情報の照会と提供を行う情報連携の試行運用が開始され、11月には本格運用始される予定である。これにより、住民にとっては、医療費助成などの申請手続きについて、住民票や所得証明などの添付書類が省略できるようになるなど、負担軽減が図られるとともに、行政機関における不正受給の防止に資することとなる。

他方、情報通信技術の活用は、情報漏えい等のリスクを伴うものであり、個人情報の保護にも取り組んでいくことが必要であると考えている。

このため、全国知事会からも国において個人情報の保護に万全を期すよう

要請しているところであり、県においても、制度面や技術面での対策を講じるとともに、内部監査や職員への研修を徹底するなど、セキュリティの確保に努めている。

6 高すぎる県知事の退職金を県民の納得する額に見直すこと。

(回答)

知事の退職手当は、社会情勢を踏まえ、各県の状況や一般職の職員の退職手当の改定状況に合わせて改定を行っており、平成19年4月から手当額を15.4%引き下げ、さらに、平成25年1月から手当額を14.9%引き下げるなど、県議会の議決を経て、見直しを行っている。

これらの見直しにより、本県知事の退職手当額は、全国及び九州各県の平均より下位の水準となっている。

今後とも、社会情勢や各県の動向に留意しながら、適正な手当額となるよう努めていきたい。

7 近年、社会的に明らかになってきているLGBTsの現状について、地方公務員や教員の当事者に対するメンタルケア体制は、どのようになっていますか。

(傍線部は教育委員会 **で**回答)

(回答)

LGBTの問題を含めたメンタルヘルスに関する相談体制としては、庁内に健康サポートセンターを設置し、保健師が常時対応している。

また、毎月複数回、精神科医師や臨床心理士による相談を行うなど、きめ細かく対応している。

さらに、セルフケア・ラインケアの視点でのメンタルヘルス研修やセミナーを開催し、多様な個性への相互理解を促進し、誰もが働きやすい職場環境づくりを推進している。

8 豪雨災害対策～農地等の災害復旧

5年前の九州北部豪雨対策の実施により、今回住宅被害が、少なかったことを住民の方は感謝しております。同時に、「ようやく元に戻ったのにまた。」の声が聴かれます。

県管理河川の氾濫により、5年前と同様に被災された方からは、「日田や福岡県の方に比べたら、何も言えないがもう負担金を払って復旧はできない。」「いくら100年に一度の雨とは言っても、もう大丈夫というのでなければ復旧はできない。」との声があります。(中津市耶馬溪町伊福、一つ戸集落)特に、伊福集落の方からは、もう少し堤防を伸ばして欲しいと要望したのにしてくれなかった。集落で少しでも防ごうとして竹で柵を作ったが、何の効果もなかつ

た。その柵が集会所まで流された。今回の農地等の災害は、河川整備の見込みの甘さ、不十分さに起因する側面があることを、否定することはできないものと考えます。よって、農地等の災害復旧につきまして、以下の点を要望します。

- ① (市単独復旧事業～所謂40万円以下の小災害) 県下市町村の補助率の実態を把握されていますか。把握されているならその実態は。 国の制度としては、激甚指定の場合、事業総額の農地74%、施設80%で起債可能で、その100%に対して交付税措置が行われると認識していますが、起債するにあたっての事務処理の市町村の段階では極めて困難があると聞いています。100%起債ができる事務処理の支援を求めます。同時に400千円以内当初の想定でも、実際には400千円を上回ることがあり、その弾力的な運用をご検討願いたい。(傍線部は農林水産部で回答)

(回答)

激甚災害に指定されると農地等小災害復旧事業債の起債が可能となり、その起債事務手続きのうち、県が行う起債同意事務については既に簡素化が行われ、必要最小限の書類の提出のみとなっている。

また、借入については、財政融資資金が充てられるため財務事務所との協議が必要となることから、財務事務所に対しても協議の簡素化や申請期限の延長などを要請し、弾力的に運用することについて了承を得たところである。

なお、農地等小災害復旧事業は、13万円以上40万円未満の事業が対象であるため、復旧工事着工前に事業費を見極めたうえで、40万円以上となる事業は補助災害復旧事業を活用していただきたい。

- 9 激甚災害時に農地等災害復旧事業における国の起債制度を、農家負担を軽減するために可能な限り利用するよう指導の徹底をすること。復旧事業開始時には、農家負担分も含めて起債をするよう市町村に要請すること。

(回答)

農地等小災害復旧事業債は、その元利償還金の100%が交付税措置されるため、市町村にとっても財政負担の軽減が図られることから、積極的に活用するよう助言している。

また、農地等小災害復旧事業債の起債充当率は、農家等にその経費の一部を負担させることを前提として、あらかじめ低く設定されている。そのため、市町村が行う復旧事業の起債の際には、起債対象事業費に農家負担分を含めて申請を行うよう助言している。なお、農家個人が行う復旧事業については、農家等に対する市町村の補助金額が起債対象事業費となっている。